官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三七）　一
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働二一九）　二
〔その他告示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二八）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二九）
○原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定した件（同三〇）
○移動用小型車の型式認定番号を指定した件（同三一）
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二七一）
○日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件（同二七二）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八〇〇、八〇二、八〇三、八〇五～八〇七）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八〇一、八〇四）
○直轄砂防工事を施行する件（同八〇八～八一〇）
○道路に関する件（北陸地方整備局三八～四一）
○道路に関する件（中国地方整備局五七）
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　四
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　四
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七九）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁　七
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

省令

○農林水産省令第三十七号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月八日　農林水産大臣　小泉進次郎

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表第一（第三条関係）

改正後		改正前	
（略）	（略）	（略）	（略）
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）	第二十七条（第三十六条において準用する場合を含む。）	日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）	第二十三条第一項及び第二十七条（これらの規定を第三十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）	（略）	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）	（略）
（略）	（略）	（新設）	（新設）
家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）	第二十五条第一項及び第三十四条	家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）	第三十四条
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）	第八条		
（略）	（略）		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○厚生労働省告示第二百十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(270)　（略） (271)　21価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体） (272)～(380)　（略） ２～４　（略）	**別表第１** １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(270)　（略） （新設） (271)～(379)　（略） ２～４　（略）

その他告示

○国家公安委員会告示第二十八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年七月十日付けをもつて次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年八月八日

国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N25—71	エナシスＭｅ ＡＳＦＥＮＭｅ－Ｒ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３－11－４
交　N25—72	エナシスコンパクト ＡＳＦＥＮＣＯ－Ｒ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３－11－４
交　N25—73	ＤＷ－ＣＯＭ7007－ＡＬ ＤＷ－ＣＯＭ7007－ＡＬ	DAIWA CYCLE株式会社 大阪府吹田市江坂１丁目12番38号５Ｆ
交　N25—74	Ｂｒｏｎｘ　Ｒａｎｇｅ　Ｅｘｐｌｏｒｅｒ ＢＲＸ　ＲＥＸ20	株式会社エムプランニング 神奈川県藤沢市城南４－５－22
交　N25—75	ＰＬＡＤＯ Ｐ－Ｍ206Ｅ　ｐｒｏ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N25—76	ＵＮＩＳＯＮ Ｐ－263Ｅ　ｐｒｏ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N25—77	Ｐｅｔｉｔ Ｐ－Ｂ206Ｅ　ｐｒｏ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N25—78	ＥＶＥＲＥＳＴ　ＸＩＮＧ ＣＩＴＹ　1.0	昇輝株式会社 愛知県名古屋市西区大野木五丁目73番地　米本ビル２Ａ
交　N25—79	電動アシスト自転車 ＢＭ－ＡＧＲ263	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　N25—80	電動アシスト自転車 ＢＭ－ＧＣ263Ｃ	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　N25—81	電動アシスト自転車 ＢＭ－ＧＷ276Ｃ	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　N25—82	Ｅ’ＫＥＩ Ｘ	株式会社金粋 佐賀県唐津市西寺町511番地
交　N25—83	ＦＳＬ034 ＦＳＬ034	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13—13
交　N25—84	ＦＳＬ435 ＦＳＬ435	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13—13
交　N25—85	Ｂｒｏｎｘ ＢＲＸ　ＢＺ	株式会社エムプランニング 神奈川県藤沢市城南４－５－22
交　N25—86	ＦＨＥ031 ＦＨＥ031	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13—13
交　N25—87	ＦＲＥ035 ＦＲＥ035	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13—13

○国家公安委員会告示第二十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年七月十日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年八月八日

国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A25－66	エナシスＭｅ ＡＳＦＥＮＭｅ－Ｒ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３－11－４
交　A25－67	エナシスコンパクト ＡＳＦＥＮＣＯ－Ｒ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３－11－４
交　A25－68	ＤＷ－ＣＯＭ7007－ＡＬ ＤＷ－ＣＯＭ7007－ＡＬ	ＤＡＩＷＡ　ＣＹＣＬＥ株式会社 大阪府吹田市江坂１丁目12番38号５Ｆ
交　A25－69	Ｂｒｏｎｘ　Ｒａｎｇｅ　Ｅｘｐｌｏｒｅｒ ＢＲＸ　ＲＥＸ20	株式会社エムプランニング 神奈川県藤沢市城南４－５－22
交　A25－70	ＰＬＡＤＯ Ｐ－Ｍ206Ｅ　ｐｒｏ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　A25－71	ＵＮＩＳＯＮ Ｐ－263Ｅ　ｐｒｏ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　A25－72	Ｐｅｔｉｔ Ｐ－Ｂ206Ｅ　ｐｒｏ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　A25－73	ＥＶＥＲＥＳＴ　ＸＩＮＧ　ＣＩＴＹ　1.0	昇輝株式会社 愛知県名古屋市西区大野木五丁目73番地　米本ビル２Ａ
交　A25－74	電動アシスト自転車 ＢＭ－ＡＧＲ263	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　A25－75	電動アシスト自転車 ＢＭ－ＧＣ263Ｃ	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　A25－76	電動アシスト自転車 ＢＭ－ＧＷ276Ｃ	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　A25－77	Ｅ’ＫＥＩ Ｘ	株式会社金粋 佐賀県唐津市西寺町511番地
交　A25－78	ＦＳＬ034 ＦＳＬ034	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13－13
交　A25－79	ＦＳＬ435 ＦＳＬ435	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13－13
交　A25－80	ＦＨＥ031 ＦＨＥ031	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13－13
交　A25－81	ＦＲＥ035 ＦＲＥ035	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原町片山町13－13

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の二第五項の規定により令和七年七月十日付けをもって次のとおり原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年八月八日

国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	原動機を用いる歩行補助車等の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　M25－1	ＦＨＥ031 ＦＨＥ031	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　M25－2	ＦＲＥ035 ＦＲＥ035	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○国家公安委員会告示第三十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年七月十日付けをもって次のとおり移動用小型車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年八月八日

国家公安委員会委員長　坂井　学

型式認定番号	移動用小型車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　U25－2	ＵＮＩ－ＯＮＥ U25	本田技研工業株式会社 東京都港区南青山２－１－１

○総務省告示第二百七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　多国間机上演習シュリーバー演習2025における演習参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年八月十日から令和七年八月二十一日まで

三　派遣人数（概数）　二十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国アラバマ州

○総務省告示第二百七十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）附則第十八項の規定により読み替えて適用する同法第二十条第一項第三号の規定に基づき、日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を次のとおり指定する。

令和七年八月八日

総務大臣　村上誠一郎

日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件

1　放送法（以下「法」という。）第二十条第一項第一号イの中波放送による国内基幹放送のうち、基幹放送の区分が総合放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）五に規定する総合放送をいう。第三項において同じ。）であってその放送対象地域（法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。以下同じ。）が関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域をいう。）以外の放送系（法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下同じ。）の放送番組（次の各号に掲げるものを除く。）

一　放送対象地域が中京広域圏（岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域をいう。）、近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。）、北海道、宮城県、広島県、愛媛県又は福岡県である放送系の放送番組（法第二十条第一項第三号の規定による配信（以下「三号配信」という。）に係るものに限る。）

二　公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組（三号配信に係るものに限る。）

三　日本放送協会（以下「協会」という。）が毎年度定める各地方向け地域放送番組編成計画（以下「地域放送番組編成計画」という。）の地域放送番組欄に掲げる放送番組（法第二十条第一項第四号の規定による配信（以下「四号配信」という。）に係るものに限る。）

四　地域放送番組編成計画において、名称が明記されている放送番組（以下「定時番組」という。）以外の放送番組（以下「特別編集番組」という。）（四号配信に係るものに限る。ただし、協会において、設備又は体制の整備等になお準備又は検討を要し、配信の実施が困難と判断したものを除く。）

2　法第二十条第一項第一号ロの超短波放送による国内基幹放送のうち、放送対象地域が東京都以外の放送系の放送番組（次の各号に掲げるものを除く。）

一　放送対象地域が北海道、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県又は福岡県である放送系の放送番組（三号配信に係るものに限る。）

二　公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組（三号配信に係るものに限る。）

三　地域放送番組編成計画の地域放送番組欄に掲げる放送番組（四号配信に係るものに限る。）

四　特別編集番組（四号配信に係るものに限る。ただし、協会において、設備又は体制の整備等になお準備又は検討を要し、配信の実施が困難と判断したものを除く。）

3　法第二十条第一項第一号ハのテレビジョン放送による国内基幹放送のうち、基幹放送の区分が総合放送であってその放送対象地域が南関東圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域をいう。）以外の放送系の放送番組（次の各号に掲げるものを除く。）

一　公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組（三号配信に係るものに限る。）

二　定時番組のうち、放送時間帯の全部又は一部が午後六時から午後九時までの間である放送番組（四号配信に係るものに限る。）

三　前号に掲げるもののほか、定時番組であって、複数回の配信を行った実績のあるもの（四号配信に係るものに限る。）

四　特別編集番組（四号配信に係るものに限る。ただし、協会において、設備又は体制の整備等になお準備又は検討を要し、配信の実施が困難と判断したものを除く。）

4　法第二十条第一項第二号の規定による国内基幹放送の放送番組

附　則

（施行期日）

1　この告示は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（検討等）

2　協会は、三号配信又は四号配信（以下単に「配信」という。）を行う放送番組の範囲の拡大について検討した結果、この告示により指定した放送番組の全部又は一部について配信を行うことが可能となった場合は、本則の規定にかかわらず、その全部又は一部の放送番組の配信を行うことができる。この場合において、協会は、当該放送番組の配信の実施状況について、法附則第十九項の規定により報告するものとする。

3　協会は、法附則第十九項の規定を踏まえ、配信を行う放送番組の範囲の拡大について継続的に検討を行い、配信を行う放送番組の範囲を計画的に拡大できるよう努めるものとする。

4　協会は、前項の検討に際し、配信を行う放送番組の範囲の拡大に向けた計画を定めた場合は、法附則第十九項の規定により報告するものとする。当該計画を変更した場合も、同様とする。

5　この告示の施行後最初の法附則第十九項の規定による報告は、令和七年十二月末日までにするものとする。

○国土交通省告示第八百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竜華川

二　砂防法第二条の土地の表示

山口県柳井市柳井の区域内の土地のうち、次の一点から百五十六点までを順次結んだ線及び一点と百五十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 58′ 06.4451″	132° 07′ 43.0624″
2	33° 58′ 06.8699″	132° 07′ 43.2729″
3	33° 58′ 06.8397″	132° 07′ 43.3207″
4	33° 58′ 07.3027″	132° 07′ 43.6891″
5	33° 58′ 07.6604″	132° 07′ 43.9738″
6	33° 58′ 07.6948″	132° 07′ 43.9995″
7	33° 58′ 07.8008″	132° 07′ 44.0575″
8	33° 58′ 07.9668″	132° 07′ 44.1308″
9	33° 58′ 07.9362″	132° 07′ 44.1865″
10	33° 58′ 08.4635″	132° 07′ 44.5920″
11	33° 58′ 08.7312″	132° 07′ 44.7194″
12	33° 58′ 08.7025″	132° 07′ 44.7726″
13	33° 58′ 09.4614″	132° 07′ 45.4161″
14	33° 58′ 09.4444″	132° 07′ 45.4495″
15	33° 58′ 09.5649″	132° 07′ 45.5285″
16	33° 58′ 09.6587″	132° 07′ 45.5865″
17	33° 58′ 09.7431″	132° 07′ 45.6488″
18	33° 58′ 09.8616″	132° 07′ 45.7052″
19	33° 58′ 09.9200″	132° 07′ 45.7169″
20	33° 58′ 09.9768″	132° 07′ 45.7480″
21	33° 58′ 10.0095″	132° 07′ 45.7630″
22	33° 58′ 09.9967″	132° 07′ 45.7989″
23	33° 58′ 10.0239″	132° 07′ 45.8103″
24	33° 58′ 10.4297″	132° 07′ 45.9933″
25	33° 58′ 10.4865″	132° 07′ 46.0536″
26	33° 58′ 10.5141″	132° 07′ 46.1121″

27	33°58′10.5807″	132°07′46.2367″
28	33°58′10.5955″	132°07′46.2281″
29	33°58′10.8693″	132°07′46.6958″
30	33°58′11.0045″	132°07′46.8320″
31	33°58′10.9732″	132°07′46.8644″
32	33°58′11.2911″	132°07′47.3237″
33	33°58′11.4530″	132°07′47.4739″
34	33°58′11.4182″	132°07′47.5103″
35	33°58′11.6976″	132°07′47.9097″
36	33°58′11.8112″	132°07′48.0379″
37	33°58′11.7830″	132°07′48.0681″
38	33°58′11.8674″	132°07′48.1841″
39	33°58′11.9852″	132°07′48.4046″
40	33°58′12.1169″	132°07′48.7033″
41	33°58′12.0777″	132°07′48.7240″
42	33°58′12.2186″	132°07′49.0914″
43	33°58′12.3142″	132°07′49.2587″
44	33°58′12.4719″	132°07′49.4002″
45	33°58′12.4445″	132°07′49.4379″
46	33°58′12.6270″	132°07′49.6387″
47	33°58′12.9170″	132°07′49.9049″
48	33°58′12.8815″	132°07′49.9413″
49	33°58′13.1468″	132°07′50.3258″
50	33°58′13.2922″	132°07′50.4957″
51	33°58′13.2559″	132°07′50.5232″
52	33°58′13.4848″	132°07′50.9475″
53	33°58′13.6611″	132°07′50.8099″
54	33°58′11.3380″	132°07′45.2405″
55	33°58′11.2183″	132°07′44.9112″
56	33°58′11.1591″	132°07′44.8011″
57	33°58′11.0132″	132°07′44.6281″
58	33°58′10.8902″	132°07′44.4913″
59	33°58′10.7813″	132°07′44.3465″
60	33°58′10.6540″	132°07′44.1490″
61	33°58′10.5543″	132°07′44.0237″
62	33°58′10.5020″	132°07′43.9210″
63	33°58′10.3819″	132°07′43.6902″
64	33°58′10.3316″	132°07′43.5538″
65	33°58′10.1189″	132°07′43.2325″
66	33°58′09.9679″	132°07′43.0456″
67	33°58′09.8412″	132°07′42.8178″
68	33°58′09.8152″	132°07′42.7375″
69	33°58′09.7437″	132°07′42.5525″
70	33°58′09.6869″	132°07′42.4473″
71	33°58′09.6614″	132°07′42.3638″
72	33°58′09.7693″	132°07′42.1330″
73	33°58′09.8947″	132°07′41.8585″
74	33°58′09.9536″	132°07′41.6867″
75	33°58′10.0225″	132°07′41.5399″
76	33°58′10.1077″	132°07′41.4705″
77	33°58′10.1341″	132°07′41.2500″
78	33°58′10.2602″	132°07′41.0336″
79	33°58′10.3930″	132°07′40.6620″
80	33°58′10.5024″	132°07′40.6453″
81	33°58′11.2169″	132°07′44.0891″
82	33°58′11.7294″	132°07′45.0462″
83	33°58′11.6997″	132°07′45.2377″
84	33°58′11.8009″	132°07′45.3222″
85	33°58′11.8820″	132°07′45.4020″
86	33°58′11.9502″	132°07′45.4819″
87	33°58′11.9876″	132°07′45.5461″
88	33°58′12.0461″	132°07′45.6980″
89	33°58′12.1094″	132°07′45.7818″
90	33°58′12.2880″	132°07′45.9882″
91	33°58′12.3139″	132°07′46.0193″
92	33°58′12.3643″	132°07′46.1128″
93	33°58′12.4389″	132°07′46.1167″
94	33°58′12.4552″	132°07′46.1089″
95	33°58′12.4779″	132°07′46.2514″
96	33°58′12.6841″	132°07′46.5696″
97	33°58′13.3778″	132°07′47.8098″
98	33°58′13.7058″	132°07′48.1836″
99	33°58′13.9379″	132°07′48.5341″
100	33°58′13.9594″	132°07′48.5996″
101	33°58′14.0646″	132°07′48.9217″
102	33°58′14.1589″	132°07′49.2879″
103	33°58′14.2433″	132°07′49.4647″
104	33°58′14.3051″	132°07′49.7724″
105	33°58′14.4996″	132°07′50.1931″
106	33°58′14.5484″	132°07′50.4136″
107	33°58′14.6896″	132°07′50.6297″
108	33°58′14.7643″	132°07′50.7660″
109	33°58′14.8227″	132°07′50.8108″
110	33°58′14.9643″	132°07′50.9763″
111	33°58′18.0904″	132°07′50.0452″
112	33°58′24.5274″	132°07′57.6284″
113	33°58′24.3693″	132°07′58.4670″
114	33°58′21.7595″	132°07′59.7829″
115	33°58′18.1314″	132°07′58.4082″
116	33°58′17.7146″	132°07′56.9133″
117	33°58′13.1997″	132°07′52.6688″
118	33°58′13.1666″	132°07′51.1960″
119	33°58′13.3108″	132°07′51.0834″
120	33°58′13.0802″	132°07′50.6579″
121	33°58′13.0457″	132°07′50.6845″
122	33°58′12.9641″	132°07′50.4828″
123	33°58′12.8054″	132°07′50.2144″
124	33°58′12.7280″	132°07′50.0982″
125	33°58′12.6963″	132°07′50.1309″
126	33°58′12.6038″	132°07′49.9845″
127	33°58′12.3085″	132°07′49.6276″
128	33°58′12.2816″	132°07′49.6661″
129	33°58′12.0917″	132°07′49.3291″
130	33°58′11.8947″	132°07′48.8246″
131	33°58′11.8635″	132°07′48.8426″
132	33°58′11.7954″	132°07′48.5603″
133	33°58′11.6217″	132°07′48.2290″
134	33°58′11.5958″	132°07′48.2543″
135	33°58′11.5080″	132°07′48.0436″
136	33°58′11.2650″	132°07′47.6706″
137	33°58′11.2298″	132°07′47.7045″
138	33°58′11.1166″	132°07′47.4779″
139	33°58′10.8180″	132°07′47.0255″

140	33° 58′ 10.7832″	132° 07′ 47.0614″
141	33° 58′ 10.6377″	132° 07′ 46.6921″
142	33° 58′ 10.3584″	132° 07′ 46.3244″
143	33° 58′ 10.2740″	132° 07′ 46.1959″
144	33° 58′ 09.6127″	132° 07′ 45.8059″
145	33° 58′ 09.3491″	132° 07′ 45.6221″
146	33° 58′ 08.5820″	132° 07′ 44.9850″
147	33° 58′ 08.5448″	132° 07′ 45.0493″
148	33° 58′ 08.3490″	132° 07′ 44.8021″
149	33° 58′ 07.8238″	132° 07′ 44.3957″
150	33° 58′ 07.7853″	132° 07′ 44.4670″
151	33° 58′ 07.5861″	132° 07′ 44.2099″
152	33° 58′ 07.2598″	132° 07′ 43.9448″
153	33° 58′ 06.7248″	132° 07′ 43.5111″
154	33° 58′ 06.6764″	132° 07′ 43.5974″
155	33° 58′ 06.4324″	132° 07′ 43.3343″
156	33° 58′ 06.3500″	132° 07′ 43.2830″

○国土交通省告示第八百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

龍華川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十五年建設省告示第三百九十七号で指定した龍華川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第八百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西蒲田川（一）

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市広畑区西蒲田

字山伏谷　一三四〇番一　一号及び五号から九号まで

一三四〇番三　二号及び三号

一三四〇番四　四号

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大山上谷川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡神河町大山

字内畑　一一七七番一　一号から三号まで

字カナギ磯　一一七六番二　四号から九号まで

○国土交通省告示第八百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

後川内川三

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県山鹿市鹿北町大字椎持の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第四百三十二号で指定した後川内川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 07′ 53.4685″	130° 43′ 56.7167″
2	33° 07′ 55.4399″	130° 43′ 57.9552″
3	33° 07′ 55.1344″	130° 43′ 58.2437″
4	33° 07′ 53.6959″	130° 43′ 57.8997″
5	33° 07′ 53.2478″	130° 43′ 59.8330″
6	33° 07′ 51.8314″	130° 44′ 00.9607″
7	33° 07′ 51.5556″	130° 44′ 01.6310″
8	33° 07′ 51.1502″	130° 44′ 01.8228″
9	33° 07′ 51.2214″	130° 44′ 03.1028″
10	33° 07′ 50.6077″	130° 44′ 05.9635″
11	33° 07′ 50.6520″	130° 44′ 08.4855″
12	33° 07′ 50.2354″	130° 44′ 08.5480″
13	33° 07′ 49.8771″	130° 44′ 06.3215″
14	33° 07′ 49.2263″	130° 44′ 05.2877″
15	33° 07′ 49.2868″	130° 44′ 03.5901″
16	33° 07′ 49.6053″	130° 44′ 03.0811″
17	33° 07′ 48.9357″	130° 43′ 58.8955″
18	33° 07′ 52.1538″	130° 43′ 56.6073″

○国土交通省告示第八百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

明治三十三年内務省告示第八十九号で指定した土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 13′ 07.9744″	136° 58′ 42.1684″
2	35° 13′ 07.1644″	136° 58′ 43.1907″
3	35° 13′ 05.3614″	136° 58′ 41.6935″
4	35° 13′ 04.3976″	136° 58′ 40.7094″
5	35° 13′ 04.6720″	136° 58′ 39.3292″
6	35° 13′ 05.7167″	136° 58′ 37.2147″
7	35° 13′ 07.4570″	136° 58′ 37.2869″
8	35° 13′ 08.1573″	136° 58′ 40.3063″
9	35° 13′ 08.2530″	136° 58′ 40.4977″
10	35° 13′ 08.0092″	136° 58′ 40.7023″

○国土交通省告示第八百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鷲の平川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三千四百十二号で指定した鷲の平川に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県伊具郡丸森町

筆甫字東山　三四番三　一号から七号まで

三十番九　二十三号から二十六号まで

二九番十七　二十七号及び二十八号

東山国有林　五一八林班　八号から十五号まで

え一小班　五一八林班　十六号から二十号まで

ふ二小班　五一八林班　二十一号及び二十二号

は小班

○国土交通省告示第八百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百八号で指定した内川に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県伊具郡丸森町

字上滝西　五七番四　一号から五号まで

五六番六　六号

五八番五　七号から十四号まで

五八番五
地先道路敷　十五号
五八番四　一六号から二十一号まで
五八番六　二十二号
二七番二　二十三号
二九番一六　二十四号
二九番一四　二十五号及び二十六号
二九番一一　二十七号、二十八号、三十号及び三十一号
二九番一五　二十九号
二九番一一　三十二号から三十四号まで
東山国有林　五一八林班つ小班　三十五号から四十号まで
字不動　六五番一五　四十一号及び四十二号
六五番二二　四十三号及び四十四号
六五番二二　四十五号
地先道路敷
六五番二三　四十六号及び四十七号
六五番二四　四十八号及び四十九号
六五番一八　五十号
六五番一八　五十一号
地先道路敷
地先河川敷　五十二号及び五十三号

○国土交通省告示第八百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十一号で指定した内川に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県伊具郡丸森町
筆甫字東山　二九番一二　一号
二九番一八　二号から六号まで
二九番一三　七号から十号まで
一五九番　一八号から四十一号まで
東山国有林　五一八林班わ二小班の小班　十一号
十二号から十七号まで
五一八林班つ小班　四十二号

○国土交通省告示第八百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　鷲の平川

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町
筆甫字東山　三四番三　一号から七号まで
三十番九　二十三号から二十六号まで
二九番十七　二十七号及び二十八号
東山国有林　五一八林班　八号から十五号まで
え一小班
五一八林班ふ二小班　十六号から二十号まで
五一八林班は小班　二十一号及び二十二号

○国土交通省告示第八百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　内川

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町
字上滝西　五七番四　一号から五号まで
五六番六　六号
五八番五　七号から十四号まで
五八番五　十五号
地先道路敷

五八番四　十六号から二十一号まで
五八番六　二十二号
二七番二　二十三号
二九番一六　二十四号
二九番一四　二十五号及び二十六号
二九番一一　二十七号、二十八号、三十号及び三十一号
二九番一五　二十九号
二九番一一　三十二号から三十四号まで
東山国有林　五一八林班つ小班　三十五号から四十号まで
字不動　六五番一五　四十一号及び四十二号
六五番二二　四十三号及び四十四号
六五番二二　四十五号
地先道路敷
六五番二三　四十六号及び四十七号
六五番二四　四十八号及び四十九号
六五番一八　五十号
六五番一八　五十一号
地先道路敷
地先河川敷　五十二号及び五十三号

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高岡市福岡町下蓑字中島四一八番一から同市福岡町大滝二七一番まで	前	一六・二六～四五・四四メートル	○○・四五九キロメートル
	後	二〇・〇〇～四五・四四	○・四五九
富山県下新川郡朝日町平柳字中田四四九番三から同町平柳字島崎九〇八番三まで	前	一四・二七～二一・九五	○○・○六四
	後	一五・九一～二三・五〇	○・○六四

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

○国土交通省告示第八百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　内川

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町
筆甫字東山　二九番一二　一号
二九番一八　二号から六号まで
二九番一三　七号から十号まで
一五九番　十八号から四十一号まで
東山国有林　五一八林班わ二小班の小班　十一号
十二号から十七号まで
五一八林班つ小班　四十二号

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十一号及び三百六十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山市猪谷字松ヶ端一番二地内	前	四一・四五～四五・四九（メートル）	〇・〇一六（キロメートル）
	後	四一・四五～五二・四七（メートル）	〇・〇一六（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

〇北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百六十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
氷見市宇波字越前四八五九番一から同市宇波字戸屋四九六四番五まで	前	八・九二～二三・六六（メートル）	〇・三六六（キロメートル）
	後	一四・五〇～二八・二二（メートル）	〇・三六六（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

〇北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	高岡市福岡町下蓑字梨子木二四四九番四から同市福岡町下蓑新四一二番まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
〃	富山県下新川郡朝日町平柳字中田四四八番三から同町平柳字島崎九〇八番三まで	〃
〃	富山市猪谷字松ヶ端一番二地内	〃

供用開始の期日　令和七年八月八日

〇中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
米子市淀江町今津字岸ノ前一四四番一から同市陰田町六五八番六まで	前	A 一〇・〇～八一・五（メートル）	一四・一六五（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 九・七～三二・〇	一三・七三九	
	後	A 一〇・〇～八一・五	一四・一六五	
		B 九・七～三二・〇	一三・七三九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

御祝電

天皇陛下は、コートジボワールの独立記念日につき、八月六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ポーランド大統領カロル・ナヴロツキ閣下の大統領就任につき、八月六日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
高崎市小八木町字村前一一三四番一から同市小八木町字村前一一三五番九まで	制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月九日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
高岡市福岡町下蓑字梨子木二四四九番四から同市福岡町下蓑新四一二番まで	
富山県下新川郡朝日町平柳字中田四四八番三から同町平柳字島崎九〇八番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月九日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
富山市猪谷字松ヶ端一番二地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月九日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

公　告

諸　事　項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
株式会社キムラ

２．代表者の氏名　代表取締役　木村　吉孝

３．住所　山形県米沢市春日一丁目７番77号

４．配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
58,107,692円　①

⑵　発行保証金の還付の手続に必要な費用の額
410,344円　②

うち　官報公示費用　86,394円
証明書郵送費用　323,950円

⑶　配当の対象となる額（①－②）
57,697,348円

⑷　権利の実行に係る申出の総額
48,789,079円

⑸　申出者の人数　2,945人

⑹　配当の割合　100％

（申出額10,000円の場合の払渡額10,000円）

※資金決済に関する法律施行令第11条第９項に規定する費用の額（上記②）については、歳入徴収官東北財務局総務部長が発行保証金の還付を受けることとする。

令和７年８月８日

東北財務局長　神谷　　隆

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５２号
東京都港区六本木７丁目２番８号
清算株式会社　株式会社ダブル・ティー・エフ・シー
代表清算人　小松　哲郎
１　決定年月日　令和７年７月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００５号
神奈川県藤沢市善行７丁目５番４―105号
清算株式会社　シビル株式会社
代表清算人　瀧澤　茂男
１　決定年月日　令和７年７月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号
千葉県柏市若柴178番地４柏の葉キャンパス148街区１（Ｅ―601）
清算株式会社　株式会社ＮＳ管財
１　決定年月日　令和７年７月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所松戸支部

令和７年（ヒ）第３０２０号
大阪市中央区道修町１丁目６番７号ＪＭＦビル北浜01（９階）
清算株式会社　ＭＦ株式会社
１　決定年月日　令和７年７月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
兵庫県豊岡市瀬戸77番地の23
清算株式会社　株式会社佐藤商店
１　決定年月日　令和７年７月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所豊岡支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号
神戸市中央区江戸町96番地ストロングビル８階弁護士法人神戸綜合法律事務所内
清算株式会社　ＹＧＳ管理株式会社
代表清算人　西川　精一
１　決定年月日　令和７年７月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の26.37％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。
以上
神戸地方裁判所第３民事部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　八十五頁（号外第一三二号）

（乙）掲載　佐賀新聞
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　二十一頁

令和七年八月八日
千葉県柏市柏インター東七番地二
（甲）株式会社カンペカラーセンター
代表取締役　樋口　貴祐
佐賀県三養基郡みやき町大字江口四八八〇番地
（乙）西日本塗料サービス株式会社
代表取締役　中村　大介

合併公告

左記会社は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することとし、さらに乙丙間の合併の効力発生を条件として、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.foodist.co.jp/pdf/koukoku.pdf

（乙）https://www.foodist.co.jp/pdf/hff-koukoku.pdf

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月十八日
掲載頁　一一五頁（号外第三十二号）

令和七年八月八日
東京都千代田区神田小川町一丁目一番一五号
（甲）株式会社みなとみらいＤｒｅａｍ
代表取締役　齊藤　太一
東京都千代田区神田小川町一丁目一番一五号
（乙）北海道フードフロンティア株式会社
代表取締役　齊藤　太一
東京都千代田区神田小川町一丁目一番一五号
（丙）株式会社ワンダービルド
代表取締役　齊藤　太一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日
東京都豊島区南大塚二―一一―一〇ミモザビル三階
（甲）合同会社コンチェルト
代表社員　坂本　彩子
東京都豊島区池袋三―三四―七ビジネスパーク池袋二階
（乙）合同会社シンフォニア
代表社員　坂本　彩子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年九月十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　一〇九頁（号外第一三五号）

（乙）https://www.kddi-dsec.com
令和七年八月八日
東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
（甲）株式会社ラック
代表取締役　村山　敏一
東京都千代田区九段南三丁目三番六号
（乙）ＫＤＤＩデジタルセキュリティ株式会社　代表取締役　田岡功二郎

令和七年八月八日
東京都千代田区神田小川町一丁目一番一五号
（甲）株式会社みなとみらいＤｒｅａｍ
代表取締役　齊藤　太一
東京都千代田区神田小川町一丁目一番一五号
（乙）北海道フードフロンティア株式会社
代表取締役　齊藤　太一
東京都千代田区神田小川町一丁目一番一五号
（丙）株式会社ワンダービルド
代表取締役　齊藤　太一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　四十五頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　四十五頁（号外第一三八号）

令和七年八月八日
神奈川県横浜市磯子区新磯子町三〇番地の三
（甲）日本超低温株式会社
代表取締役　菊池　晃
神奈川県横浜市磯子区新磯子町三〇番地八
（乙）日超オペレーション株式会社
代表取締役　菊池　晃

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://tokaifinecarbon.co.jp
（乙）https://www.oriental-ind.co.jp
令和七年八月八日
神奈川県茅ヶ崎市円蔵三七〇番地
（甲）東海ファインカーボン株式会社
代表取締役社長　森田　聡
山梨県甲府市上条新居町一八〇番地
（乙）オリエンタル産業株式会社
代表取締役社長　山家　裕司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　二八八頁（号外第一六八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　六十八頁（号外第一五七号）

令和七年八月八日
名古屋市中区正木三丁目五番一四号
（甲）ＳＭＣＣグリーンパートナーズ株式会社
代表取締役　岩沙　玲
名古屋市中区正木三丁目五番一四号
（乙）株式会社ＣＤプランニング
代表取締役　岩沙　玲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://ds-ch.co.jp/
令和七年八月八日
大阪市西区江戸堀一丁目九番二五号
（甲）ダイダン株式会社
代表取締役　山中　康宏
名古屋市中区大須四丁目一〇番三二号上前津ＫＤビル八階
（乙）ダイダンサービス中部株式会社
代表取締役　木下　潤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ns-sha.com
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一三五号）

令和七年八月八日
大阪市此花区常吉二丁目六番三七号
（甲）日鉄神鋼シャーリング株式会社
代表取締役社長　本田　祐司
千葉県君津市君津一番地
（乙）株式会社富士鉄鋼センター
代表取締役社長　中島　克英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kyusanko.co.jp/g_company/kessan.php

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和７年８月８日

熊本市西区上代四丁目一三番三四号

（甲）九州産交オートサービス株式会社

代表取締役　梅木　博文

熊本市北区飛田三丁目二番一八号

（乙）有限会社谷口自動車

代表取締役　梅木　博文

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により（乙）株式会社アーリーコーポレーション（北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地）の遊技場（北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号　アーリーバード弟子屈店）の経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pph-g.com/

（乙）令和７年７月二十八日付、官報（号外第一七一号）一六八頁に掲載しております。

令和７年８月８日

札幌市中央区南二条西十丁目一〇〇〇番地二

株式会社合田観光商事

代表取締役　合田　高丸

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社合田観光商事（甲、札幌市中央区南二条西十丁目一〇〇〇番地二）に対して当社の遊技場（北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目三番六号　アーリーバード弟子屈店）の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pph-g.com/

（乙）令和７年７月二十八日付、官報（号外第一七一号）一六八頁に掲載しております。

令和７年８月８日

北海道釧路郡釧路町桂五丁目三番地

株式会社アーリーコーポレーション

代表取締役　岡本　慶秀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の東京営業本部の事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.iing.co.jp/

（乙）https://n-b-s.co.jp/

令和７年８月８日

東京都千代田区麹町二丁目一四番地

（甲）アイング株式会社

代表取締役　飯嶋　庸夫

名古屋市中区栄三丁目五番一号

（乙）エヌビーエス株式会社

代表取締役　飯嶋　寿光

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（埼玉県蕨市塚越一丁目三番五号「パラッツォ蕨店」、埼玉県三郷市中央一丁目八番地一一「パラッツォ三郷中央店」、東京都江戸川区中葛西五丁目四二番六号「パラッツォ葛西店」）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm

（乙）http://www.palazzo.co.jp/kasaibs.htm

令和７年８月８日

東京都中央区築地七丁目一〇番一一号

（甲）株式会社パラッツォ東京プラザ

代表取締役　山本　勝也

大阪市淀川区十八条二丁目一七番一四号

（乙）株式会社エヌ・ピー・エス葛西

代表取締役　山本　勝也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のポリイミドフィルム及び関連製品の製造及び販売事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年７月一日

掲載頁　一五三頁（号外第一五〇号）

令和７年８月８日

東京都中央区日本橋本町一丁目一番一号

（甲）ＴＤＣカプトン準備株式会社

代表取締役　端　彰一郎

東京都中央区日本橋本町一丁目一番一号

（乙）東レ・デュポン株式会社

代表取締役　端　彰一郎

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トーワ（乙、住所大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一一）の資産管理事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六三頁（号外第一一一号）

令和七年八月八日

大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一一

株式会社ＴＷＯ

代表取締役　藤田　和也

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トーワ（乙、住所大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一一）の全事業に関する権利義務（同時に行う吸収分割により株式会社ＴＷＯに承継する権利義務、有限会社トムズに対する債務及び効力発生日までに発生する乙を納税義務者とする消費税・法人税等並びにその他公租公課の支払債務を除く）を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六三頁（号外第一一一号）

令和七年八月八日

大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一一

トーワ株式会社

代表取締役　藤田　和也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月八日

兵庫県芦屋市浜芦屋町三番五―二〇四号

（甲）株式会社フェアリーズ

代表取締役　山本　俊一

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二一番一号

（乙）有限会社山本ビル

代表取締役　山本　俊一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳ＆Ｄ株式会社（住所東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号）に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　十四頁

令和七年八月八日

東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号

株式会社ステラ・ホールディングス

代表取締役　嶋瀬　宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するファイブスター株式会社（住所、東京都世田谷区深沢七丁目一三番一五号）に対して、当社の子会社株式管理事業を除くすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月七日

掲載頁　二頁

令和七年八月八日

東京都世田谷区深沢七丁目一三番一五号

株式会社ファイブスター

代表取締役　佐野　隆之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ゆい資産工房（住所東京都千代田区神田錦町一丁目五番地七）に対して当社の事業のうち、株式会社久保工の株式の保有に係る事業を除く、一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社は特例有限会社につき計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月八日

東京都千代田区神田錦町一丁目五番地七

有限会社久保管財

代表取締役　里　典子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年九月九日であり、組織変更後の商号は株式会社リアンエージェントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一〇番三四号コーポすず二階

合同会社リアンエージェント

代表社員　山家　康平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

千葉県市原市五井中央西二丁目七番地一五

ウルマ駅前ビル二階　合同会社ｄｏｒｅ

代表社員　鳥羽　宣隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

東京都中央区築地二丁目一〇番二号ＪＰ―ＢＡＳＥ築地駅前七階

ＣｙｂｅｒＶｉｓｉｏｎ合同会社

代表社員　節賀　由樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階　合同会社ソトカンダトウキョウ

代表社員　那須　一成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

東京都目黒区八雲五丁目一八番四号

合同会社Ｓｏｒａホールディングス

代表社員　宮戸　識

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

東京都町田市中町一丁目二番一八号レジデンスＹＪ七〇一　合同会社ｆａｃｉｌ

代表社員　奥田　城士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｌｏｔｕｓ　Ｗａｙとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

神奈川県横浜市保土ケ谷区初音ケ丘一九―二一　Ｌｏｔｕｓ　Ｗａｙ合同会社

代表社員　伊藤　亜耶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

横浜市西区浅間町一丁目四番三号ウィザードビル四〇二　合同会社みらいギガ

代表社員　那須　一成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月九日であり、組織変更後の商号は株式会社輝月とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

愛知県東海市名和町石塚三番地一

合同会社Ｃｈａｒｍａｎｔ

代表社員　岡川　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

兵庫県西宮市羽衣町七番三〇号夙川グリーンタウン三階　合同会社ｓｏｌａｓｉｄ

代表社員　眞部　皓五

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十六日であり、組織変更後の商号はおおいた管財株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

大分県大分市上田町二丁目一番六六号

合同会社かぼす商店

代表社員　井上　洋和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ファンゲートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

宮崎県都城市平江町一五号七番地一

合同会社Ｊｏｉｅｓｏｕｐｉｒ

代表社員　川内　雄志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　二頁

令和七年八月八日

北海道斜里郡斜里町ウトロ東一七二番地

株式会社知床グランドホテル

代表取締役　桑島　大介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月八日

東京都渋谷区広尾四丁目一番一八―五一〇号

有限会社パール・ライト

代表取締役　住野　正子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年一月三十一日

掲載頁　三十七頁

令和七年八月八日

東京都港区港南二丁目一五番三号

キッズコネクト株式会社

代表取締役　髙石　尚和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三七五〇万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/169604/announces

令和七年八月八日

東京都中央区日本橋本町三丁目八番五号

株式会社ＣｏｇＳｍａｒｔ

代表取締役　樋口　彰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百十万七千六百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　九頁

令和七年八月八日

神奈川県平塚市大神三丁目一三番六号

山協印刷株式会社

代表取締役　杉山　昌行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千七百八十万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月八日

福岡市博多区綱場町九番二〇号

株式会社リプライオリティ

代表取締役　中山　伸之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十五億六千七百三十九万三千六百七十七円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月八日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　七十五頁（号外第八十七号）

令和七年八月八日

東京都北区赤羽一丁目六三番六号

天馬アセアンホールディングス株式会社

代表取締役社長　廣野　裕彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十八億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://jomdd.com/kk/

令和七年八月八日

東京都中央区日本橋本町二丁目三番一一号

サナメディ株式会社

代表取締役　内田　毅彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の当社取締役会において、資本金の額を二十四億四千万円、資本準備金の額を二十四億四千万円増加する株主割当増資を決議するとともに、当該株主割当増資の効力が発生することを条件として、同日開催の取締役会において、資本金の額を二十四億四千万円減少して、四億九千万円とするとともに、資本準備金の額を二十四億四千万円減少し、これらの減少分をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は、いずれも令和七年九月三十日であります。

本資本金及び資本準備金の減少に関する決議につきましては、資本金及び資本準備金の額の増額と同時に行う減額であり、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはないため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一三三頁（号外第一五〇号）

令和七年八月八日

東京都港区芝大門一丁目一二番一五号

新潟イーグル株式会社

代表取締役　神鍬　秀人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千三百七十四万三千六百円、資本準備金の額を二億三百七十四万三千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ichain.co.jp

令和七年八月八日

東京都千代田区霞が関一丁目四番一号

ｉＣｈａｉｎ株式会社

代表取締役　後藤　昌紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金の額を百十億五千万円、資本準備金の額を百十億五千万円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

但し、保険業法の規定に従い内閣総理大臣に届出を行うこと、当社子会社である株式会社ＮＴＴドコモ損害保険の当社に対する剰余金の配当の効力の発生が、当該資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生の前提となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.docomo-sompo-hd.com

令和七年八月八日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

株式会社ＮＴＴドコモ損害保険ホールディングス　代表取締役　金子　和久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少し、それぞれ一千六万六千円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一六九頁（号外第一七五号）

令和七年八月八日

名古屋市昭和区鶴舞二丁目一番三号―二

株式会社ピース

代表取締役　生駒　哲男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千七百五十万円、資本準備金の額を四億六百八十万四千百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kyusanko.co.jp/g_company/kessan.php

令和七年八月八日

熊本市中央区花畑町四番三号

九州産交ツーリズム株式会社

代表取締役　塩本　仁美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千二百五十万円、資本準備金の額を十億三千五百四十四万四百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kyusanko.co.jp/g_company/kessan.php

令和七年八月八日

熊本市中央区花畑町四番三号

九州産交リテール株式会社

代表取締役　松原　靖

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kyusanko.co.jp/g_company/kessan.php

令和七年八月八日

熊本市中央区花畑町四番三号

株式会社ＫＡＳＳＥ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　有元　隆

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金の額を百億円、資本準備金の額を百億円減少し、それぞれ十億円、十億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月六日に終了しております。

但し、保険業法の規定に従い、内閣総理大臣の認可を受けられることが効力発生の前提となります。

この決定に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.docomo-sompo.com

令和七年八月八日

沖縄県名護市字久志五四七番地五

株式会社ＮＴＴドコモ損害保険

代表取締役　水越　典子（小野　典子）

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年八月八日

東京都多摩市鶴牧一丁目一番地一四コーシィーコート二Ｆ一　株式会社テクサー

代表取締役　朱　強

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月二十九日開催予定のＡ種優先株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年八月八日

東京都多摩市鶴牧一丁目一番地一四コーシィーコート二Ｆ一　株式会社テクサー

代表取締役　朱　強

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井二八番地一〇　青森リンゴ加工株式会社

代表取締役　吉塚　純平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

岩手県一関市山目字中野一四〇番地五

株式会社佐々木組

代表取締役　佐々木一徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

山形県酒田市日の出町一丁目八番地の二

伸栄伝導機工株式会社

代表取締役　浅沼　泉

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

愛知県豊川市白鳥町防入六〇番地

株式会社アイホー

代表取締役　宮﨑　眞嗣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

兵庫県西宮市東町一丁目二―三

ハンコーサービス株式会社

代表取締役　横山　剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月八日

福岡県久留米市東町五〇八番地一三

株式会社サンロック

代表取締役　黒岩　延峰

合併につき株券等提出公告

当社は、日鉄神鋼シャーリング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日である令和七年九月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月八日

千葉県君津市君津一番地

株式会社富士鉄鋼センター

代表取締役　中島　克英

任意清算公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目一三八番地　合名会社金周商店

代表社員　金子　利行

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十一億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一四八頁（号外第一五一号）

令和七年八月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社セントラルプロパティーズ

取締役　赤津　忠祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月四日付官報の号外第四十三号六十四頁に掲載されています。

令和七年八月八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター

キャピタル税理士法人内

オージーエム特定目的会社

取締役　石本　忠次

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億一千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　六十九頁（号外第八十九号）

令和七年八月八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

コルブスＭＦ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月七日

掲載頁　五十二頁（号外第一〇一号）

令和七年八月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

グルスＭＦ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二十五億九千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

オリオンＭＦ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/g84mp6r8

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船

ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｕｎａｇｉ特定目的会社

取締役　レイノルズ・スコット・

ロナルド・ジョージ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千百七十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/vdunfe56

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船

ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｋｕｊｉｒａ特定目的会社

取締役　レイノルズ・スコット・

ロナルド・ジョージ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千六百九十一万七千三百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/fwz4ezaq

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船

ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＭＡＤＡＩ特定目的会社

取締役　レイノルズ・スコット・

ロナルド・ジョージ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/zw9jaxub

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船

ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＫＩＮＭＥＤＡＩ特定目的会社

取締役　レイノルズ・スコット・

ロナルド・ジョージ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0010/index.html

令和七年八月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｖｉｎｉｃｉｕｓ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年五月十四日付官報の号外第一〇六号一〇九頁に掲載されています。

令和七年八月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

特定目的会社ＨＤＹ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0017/index.html

令和七年八月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｓｈａｒｍａ

取締役　長尾　誠

債権申出の催告（第一回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

福岡県福岡市中央区渡辺通三丁目一番一〇号

相光グループ勤労者財産形成基金

清算人　砥綿　和昭

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和七年七月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

千葉県市川市行徳駅前三丁目九番一九号三〇六号室

日鉄物流企業年金基金

清算人　別所　靖明

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年七月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地

ソリッドスクエア西館六階

ゼロ企業年金基金

清算人　酒井　孝明

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二	一	一二	ステンレス鋼	ステンレス鋼

（原稿誤り）

産業省令第三十四号（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令）

令和七年四月三日（号外第七十六号）公布経済

改正前欄